

特権的地方議会議員年金制度の復活に断固反対する意見書

地方議会議員の年金制度については、平成23年6月に廃止されたが、廃止法案審議における衆参両院総務委員会の附帯決議において、制度廃止後概ね一年程度を目途に、地方議会議員の新たな年金制度について検討を行うこととされた。

この附帯決議を受け、国において、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものとするのが、国民の幅広い政治参加や議員を志す新たな人材の確保にもつながっていく、ひとつの方策と考えられることから、すでに厚生年金に加入している公選職の知事や市町村長と同様、地方議会議員の厚生年金への加入が可能かどうかについて議論されている。

しかしながら、地方議会議員を厚生年金に加入させること等は、厳しい財政状況にある各自治体に事業主負担という新たな公費負担を生じさせることにもなる。そしてまた、地方議会議員年金制度は廃止されたものの元議員等の既存支給者への給付はこの先約50年続き、その公的負担累計総額は、約1兆1,400億円にもものぼる巨大な額となる、その原資は全て税金であり、各地方自治体の財政運営に大きく影響を与えていることは明らかである。

国民の日常生活は依然として厳しい環境に置かれている中で、地方議会議員だけ特別扱いすることは許されないと共に、税金の使途について率先して厳しい立場で臨まなければならない地方議会議員について、かつて議員特権と批判され、すでに廃止された年金制度が復活するようなことがあっては、批判の的となるだけでなく、到底国民の理解を得られるものではない。

よって、地方議会議員を特別に処遇するような、かつての「特権的地方議会議員年金制度」の復活については断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成30年3月23日

泉佐野市議会